

国立大学法人高知大学法人監査室規則

平成 17 年 7 月 1 日
規 則 第 561 号

最終改正 平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、法人監査室の所掌事務の範囲を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 法人監査室に、室長及び室員を置く。

(業務)

第 3 条 法人監査室は、学長の下に置き、大学の業務運営について、財務運営等に関する法令、予算等に基づく監査のほか、業務の適正、合理的かつ効率的な運営を期するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査に関すること。
- (2) 外部監査に係る連絡調整に関すること。
- (3) 監事の業務の支援に関すること。
- (4) 所掌事務の調査、統計及び報告に関すること。

附 則

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規則第 127 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。